

「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

公的年金等*¹を受給する場合、児童扶養手当額の全部
または一部を受給することができません。*²

- (*1) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
- (*2) 障害年金を受給している方は、令和3年3月分(令和3年5月
支払い)から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額
との差額を児童扶養手当として支給します。

■ 障害年金以外の公的年金を受給している方は、その額が児童扶養
手当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。

 そのため、以下の手続きを必ず行ってください

● 公的年金等を新たに受給する場合

* 速やかに豊中市子育て給付課にお問い合わせください。

必要な手続き▶ 以下の書類をご持参の上、豊中市子育て給付課窓口にお越しください。

- ・公的年金給付等受給状況届(子育て給付課窓口にあります)
- ・公的年金給付等受給証明書(年金証書、年金決定通知書でも可)

● 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、豊中市子育て給付課への手続きが遅れた場合

* 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。
手続きは早めに行うよう、ご注意ください。

(お問い合わせ先)

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市子育て給付課(第二庁舎3階 307窓口) TEL: 06-6858-2329